

坂上郎女の命婦の可能性についての考察

小野寺 静子

一

大伴坂上郎女の歌中には、聖武天皇へ献じた歌が四首みえる（四・七二一、七二五一七二六、六・一〇一八、但し、一〇一八は献歌停）。坂上郎女（以下、郎女と略）の天皇献歌は、郎女と天皇とのいかなる関係によつてなされたものであろうか。

久米常民氏は、郎女が天皇に歌を献じることができたのは、穗積皇子に愛された経歴を持ち、生母が内命婦であつたため宮廷に近付きやすかつたからで、家刀自としての責務から大伴氏の存在を主張しようとしたもので、家持の宮廷への推挽の意図があつてのこととする。また、青木生子氏も一族のために宮廷関係を親密に保つ努力、役目を果たそうとした現われとみる。一方、中西進氏は、郎女自身の立場—郎女は命婦であつたが故に天皇への献歌が可能となつたのだとする。郎女＝命婦説は、郎女は外命婦であつたといえる、ある時期宮中に出仕していたと考えられるというほどの指摘はあるが、中西氏の論は郎女が命婦であつた可能性を論拠を挙げながら明確にうち出した唯一のものである。

郎女が命婦であつたと考へることによつて解決がつく事柄もあるが、果して郎女は命婦であり得ただろうか。その可能性について考へてみた

い。

二

万葉集で、目下の者が目上の者に歌を捧げる場合、「獻」の他に、「奏」「奉」「進」「上」で表される。歌を捧げられる者と捧げる者とについて見ると、それぞれ次の如くである。

対象	捧げる者
舒明天皇	中皇命、間人連老をして（一・三）
泊瀬部皇女と忍坂部皇子 (或本 泊瀬部皇女)	人麻呂（三・一二三五或本）
新田部皇女	人麻呂（三・一二六一—一二六二）
聖武天皇	八代女王（四・六二六）
聖武天皇	坂上郎女（四・七二二）
坂上郎女（四・七二五—七二六）	憶良（五・八九四—八九六）
葛井連広成（六・一〇一一—一〇一二）	人麻呂歌集（九・一六八二）
人麻呂歌集（九・一六八三—一六八四、一七〇四—一七〇五、一七七四—一七	忍壁皇子
舍人皇子	大唐大使卿 歌所の諸王・臣子等

弓削皇子	新田郎親王	奉獻
【聖武天皇	天智天皇	上
寵した男性	舍人親王	獻
大后 (二・一四八)	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	婦人 (十六・三八三五)
坂上郎女 (六・一〇二八) 「獻歌停」	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	大后 (二・一四八)
奏	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	坂上郎女 (六・一〇二八) 「獻歌停」
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	奏
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	聖武天皇
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	旅人
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	聖武天皇
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	房前 (五・八一二)
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	諸王卿等 (十七・三九二六左注、該當
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	歌なし)
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	左大臣 (十八・四〇五六)
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	河内女王 (十八・四〇五九)
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	安宿王 (二十・四三〇一)
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	栗田女王 (十八・四〇六〇)
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	石川命婦 (二十・四四三九)
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	安宿王 (二十・四四五二)
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	藤原朝臣 (二十・四四八七)
聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	旅人 (三・三一五) 「未逕奏上歌」
聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	坂上郎女 (六・一〇二八) 「未逕奏」
【聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	家持 (十九・四二七一、二十・四四五
【聖武天皇	幸びらるる娘子 (十六・三八〇九)	三) 「未奏」 (二十・四四九三) 「不堪奏」
【聖武天皇	大舍人安倍朝臣子祖父 (十六・三八三	(二十・四四九四、四四九五) 「不奏」
志斐嫗 (三・二三七)	春日王 (三・二四三)	〔進〕は清江の娘子から長皇子への歌 (一・六九)、大娘から坂上郎女
弓削皇子	海上女王 (四・五三一)	への歌 (該当歌は無い) 以外は防人歌を「進る歌」として用いられる (卷二十に十例)。また、「(謹) 上」は、憶良から旅人へのもの (五・
持統天皇	吉田宜 (五・八六四)	九四一七九九、八六八一八七〇、八八〇一八八二、八九二一八九三、九八四一九八六) に限られる。このように「進」「上」は、同じく目上の者に歌を捧げる場合に用いられるものであるが、「献」「奉」「奏」とは異なり、天皇に歌を捧げる場合の表現としては用いられていない。今、天皇への献歌について考える本論では、「進」「上」はこれに該当しないで省いて考えていく。
弓削皇子	桜井王 (八・一六一四)	安倍朝臣老人の母
聖武天皇	藤皇后 (八・一六五八)	安倍朝臣老人 (十九・四二四七)
聖武天皇	家持 (十七・四〇〇八一四〇一〇)	聖武天皇
池主	池主 (十八・四一三三一四一三三)	家持
家持	犬養命婦 (十九・四二三五)	安倍朝臣老人 (十九・四二四七)
聖武天皇	安倍朝臣老人 (十九・四二四七)	聖武天皇

「進」は清江の娘子から長皇子への歌 (一・六九)、大娘から坂上郎女の歌 (該当歌は無い) 以外は防人歌を「進る歌」として用いられる (卷二十に十例)。また、「(謹) 上」は、憶良から旅人へのもの (五・九四一七九九、八六八一八七〇、八八〇一八八二、八九二一八九三、九八四一九八六) に限られる。このように「進」「上」は、同じく目上の者に歌を捧げる場合に用いられるものであるが、「献」「奉」「奏」とは異なり、天皇に歌を捧げる場合の表現としては用いられていない。今、天皇への献歌について考える本論では、「進」「上」はこれに該当しないで省いて考えていく。

「献歌」（「奉獻」「獻上」を含む）の対象は殆どが天皇、皇子皇女であるが、憶良から大唐大使卿（八九四一八九六）、葛井連広成から歌舞所の諸王臣子等（一〇一一一〇一二）、娘子から男性へ（三八〇九）の三例は異なる。一〇一一一〇一二は諸王への尊敬意識が働いてのことであろうし、三八〇九は「幸びらるる娘子」「寵薄れたる」などの表現によれば、この前の三八〇七に葛城王に閑わる歌もあることから、この男性も皇子クラスの者である可能性は高い。また、巻五は他巻に比べ特に歌のやりとりに敬語表現が顕著で例外的な巻である。そういう事情を考慮すると、「献（上）歌」というのは、天皇を始めとする皇族へ歌を捧げる場合の表記として用いられていたと考えられる。「奉」は、天皇、皇子、皇女へのものの他には、旅人、池主、家持、安倍朝臣老人の母へのものがあって、「献」の場合よりもその対象者は多少幅がひろい。「奏」は「まをす」と訓読されるよう、「たてまつる」とよまれる他のものと同質ではないが、房前から旅人へのものを除くと全て天皇へのものである。その点からいふと、「献」に近い。

誰が捧げたかという観点に立つてみると、「奉」「奏」は高官、皇子、皇女、内命婦が殆どで、例外的なのは大津皇子の歌に和へ奉った石川郎女くらいである。これに対して「献」は、皇女、后は各一例で、人麻呂（人麻呂歌集出）がその殆どで、次いで坂上郎女、間人連老（中皇帝に命じられ）、広成、安倍子祖父、婦人と続き、「奉」「奏」と、かなり異質であることを語る。

「奉（たてまつる）」が目上の者に歌を献上する動詞としてあるのは、二・一・三、八・一六一四、一六五八、十七・四〇〇八一四〇一〇、十八・四一三三一四一三三、十九・四二三五、四二四七、四・四八四である。四・四八四是「上」を伴い「奉上」となっているが、これを除く他の前ないしは後に、それに和するなどの歌があり、動詞として用いられる「奉」は一方的に歌を奉るのではなく、互いに歌のやりとりが認められる。

められる。動詞以外では「和へたてまつる」と補助動詞として用いられている。「和へたてまつる」とあるから、当然それに先行する歌があるわけで、書簡である吉田宣から旅人への五・八六四を除く「和へたてまつる」歌は、それに先行する歌と同座で歌われた可能性が高い。「舍人親王、詔に応へて和へ奉る歌一首」（二十・四二九四）「薛妙觀、詔に応へて和へ奉る歌一首」（二十・四四三八）から、天皇の詔によつて作歌されることからもそれはいえよう。あるいは同座でなくとも贈答という形などで相手の歌に和したものであろう。

「奏（まをす）」は申し上げるの謂であるから、目上の者が目上の者に歌を捧げる手段としては口上によつたことを示す。ただ、この場合も巻五の房前から旅人へのものは書簡で、例外的である。今これを除いて見ると「奏歌」は肆宴（六例）、遊宴（一例）、行幸（一例）においてものであり、「奏歌」は明らかに歌を奏上する相手と奏者が宴などの同座にて吟じられたものとなる。座を同じくする者同志ということから、天皇へ奏上する者は、高官、命婦に限られているのも納得がいく。

これに対して「献歌」には和歌、返歌は一首もなく、一方的に、相手との同座と関わりなく捧げられたものであることを語る。もちろん、「献歌」は捧げる者と捧げられる者とが全く同座することがなかつたというわけではない。「献歌」の中には捧げる者と捧げられる者とが同座して歌を献上された例もあつただろう。例えば弓削皇子への献歌（九・一七〇一一七〇三）は、「燕歌行を背景に持つ連作であり、作者にして原筆録者なる人麻呂が、詠雁または秋宵などの、弓削皇子から課された詠題に応じて作ったものにちがいない」という指摘によれば弓削皇子と人麻呂が同座にあつてのものということになろう。しかし、献じる者と献じられる者との間には一線が画されていたようであり、献者は一方的に歌を献じることに甘んじていたと考えられる。だからといって、誰もが天皇や皇子、皇女に歌を献じることができたわけではない。それ相当の立場

によつて献じることができたのであらうが、「献」の場合、「奉」「奏」のような高官、皇子、皇女、内命婦といふ人々とはその立場を異にし、「献者」と「奉者」「奏者」とでは根本的に異なるものだといえよう。

以上の事柄に照らし考えてみると、郎女の場合、全て「献」と表記されており、且つ、それに対する天皇からの和歌、返歌が一首もなく、従つて、郎女は天皇からの和歌なりを求める状況はない中で、一方的に歌を献じたのであり、命婦の立場にあつて天皇に歌を捧げた可能性は少ないのではないだらうか、ということにならう。

三

郎女の例を除く、集中の天皇へ歌を捧げた女性歌について見ると、(一) 行幸等に供奉し作歌されたもの、(二) 宮廷ないしは他所での肆宴、ないしは肆宴と思われる場でのもの、(三) 天皇へ贈った歌に大別できる。(一) には一・九、一〇一一二、三五、六一、十九・四二三四、二十・四四三九などがあるが、額田王の歌(一・八、一七一一八)などもこの中に入れることができよう。しかし、これらは、二十・四四三九以外、天皇に捧げたものであるということを記さない(この二十・四四三九も「詔に応へて」作った歌であるが、水主内親王に遣るために作ったもので、厳密にいえば天皇への献歌ではない)。行幸等での供奉の歌は行幸等で披露されたであろうから、広く言えば天皇献歌とも言える。が、おそらくそれは個的な献歌とは言い難いのであらう。

(二)としては、

イ元明天皇御製(一・七六)

御名部皇女の和へ奉る歌(一・七七)

口天智天皇、鏡王女に賜ふ御歌(二・九一)

鏡王女の和へ奉る御歌(二・九二)

ハ天武天皇、藤原夫人に賜ふ御歌

藤原夫人の和へ奉る歌(二・一〇四)

ニ持統天皇、志斐嫗に賜ふ御歌(三・二三六)

志斐嫗の和へ奉る歌(三・二三七)

ホ聖武天皇、海上女王に賜ふ御歌(四・五三〇)

海上女王の和へ奉る歌(四・五三一)

ヘ太上皇、御製の歌、橘卿宅肆宴(十八・四〇五九)

河内女王奏、橘卿宅肆宴(十八・四〇六〇)

粟田女王奏、橘卿宅肆宴(十八・四〇六〇)

ト先太上天皇の御製(二十・四四三七)

薛妙觀、詔に応へて和へ奉る歌(十九・四四三八)

が挙げられる。イの御名部皇女は元明天皇の妹、口、ハはそれぞれの天皇の後宮構成員、ニの持統天皇は異論のあるところであり、志斐嫗についても不明だが天皇の側近く仕えていた人物であろう。ホの海上女王は養老七年正月従四位下、神龜元年二月従三位、ヘの河内女王は天平十一年正月従四位上、粟田女王は養老七年正月従四位下、天平十一年正月従四位上、トの薛妙觀は養老七年正月従五位上、天平九年二月正五位下に叙せられている。三者は内命婦であつたことになる。宮廷ないしは他所での肆宴、肆宴と思われる場でのものは、まず天皇の歌があつてそれに妹、後宮構成員や内命婦といった天皇にごく近い存在のものが和し得たといふことになる。

(三)としては、

難波天皇の妹、大和にいます皇兄に奉上の御歌(四・四八四)

八代女王、(聖武)天皇に獻る歌(四・六二六)

藤皇后、(聖武)天皇に奉る御歌(八・一六五八)

犬養命婦、(聖武)天皇に奉る歌(十九・四二三五)

があるが、八代女王は天平九年一月正五位上、宝字二年十二月八日の記事に、「従四位の下矢代の女王の位記を毀る。先帝に幸せられて志を改

むるを以てなり。」とあるによれば、内命婦であり天皇と密接な関わりのある女王である。他には、天皇の妹、皇后、命婦が天皇に歌を贈つてゐるのによれば、女性が天皇に歌を贈る場合、妹、皇后、内命婦といつた天皇、朝廷と密接に関わった人物ということになる。以上から考へると、天皇に歌を捧げる女性は妹、配偶者、内命婦といった天皇と密接な関わりを持つ人たちであることがわかる。

郎女の三例は(三)に該当することになる。中西進氏は、「天皇に献歌する女性が、ことごとく女王か命婦に限られていたこと」、郎女ひとり例外となる理由がないなら、郎女は命婦だったと考えざるを得ないとし、その時期を天平十一年前後かとする。確かに天皇に歌を捧げる女性は妹、配偶者、命婦であることを考へると、郎女もまた、命婦であつたのではとする中西氏の指摘はもつとものようと思われる。

また、八・一四五〇に「大伴宿禰坂上郎女歌一首」とあり、「宿禰」というのは命婦であつたが為に付されたと考えられなくもない。しかし、それでは何故大伴命婦と記さなかつたのか、これは最大の疑問である。そのことについて中西氏は、坂上郎女は族氏の号で公の称ではない。万葉集が「坂上郎女」を捨てない限りもつとも公の大伴命婦という称は登場しないのだとする。しかし、郎女が命婦であつたならば、三・四六〇一四六一の左注に「石川命婦」があらわれるように、郎女も公的な称をもつて記述しても一向に構わないのではないだろうか。

四

以下、郎女の献歌について見ていきたい。

天皇に獻る歌一首 大伴坂上郎女、佐保の宅に在りて作る
あしひきの山にし居れば風流なみ我がするわざをとがめたまふな

(四・七二二)

天平十一年頃のものであろうか。「佐保の宅に在りて」から、郎女は大伴本家、佐保の宅から聖武天皇に歌を献じたことがわかる。「我するわざ」とはいつたいどういうことであろうか。契沖は「此哥ハ、若帝ヨリ艶書ナト賜タル時、仰ニモ随カハヌ御返事奉ルニ付テ、読テ奉ル歟。或ハ處ニツケタル物ナト奉ルニソヘタル歟」(精選本)と述べる。後の注釈書など殆どが契沖の後者の考えに従つて、何か献上物に添えて、例えは佐保山近くで採れた産物などを献じることを「我がするわざ」といつたのだと解する。前者的な考え方としては、私注の「歌の趣きから察すると天皇より御使などのあつたに答へ奉る歌」があるくらいである。もし、天皇からの何がしかの「つて」が郎女に対してあつて郎女が歌を献じたのだとしたら、「和へ奉る歌」とあつて然るべきだと思うし、この時、郎女の立場はいかようなものであつたか不明だが、名門の女性とはいえ自宅に居る女性に天皇からの艶書、御使があつたというのはよほどのことではないだろうか。私は「我がするわざ」というのは、天皇に歌を献じること自体をいうのではないかと考える。「わざ」という語について、「軽々しく扱えない、重大な意味を持つ行為^⑤」とする指摘があり、始めて天皇に献歌する郎女が、畏敬の念を込めて、この私の行為を不審に思わないで下さいといつてゐるのではないだろうか。しかし、歌を献じるというのは、相手を讃える表現があつて然るべきと思われるが、この歌にはそういうものもなく、自分の行為を弁解するような歌である。こういう歌は献歌として適切さを欠くのではないかという氣もするが、天皇に歌を献じるというような重大な行為を始めて行なうにあたつて献呈した歌、と考えればそういうこともありうるのではなかろうか。

天皇に獻る歌一首 大伴坂上郎女、春日の里に在りて作る
にほ鳥の潜く池水心あらば君に我が恋ふる心示さね (四・七二五)
外に居て恋ひつつあらずは君が家の池に住むといふ鳴にあらましを
(四・七二六)

春日里は、京東条里の五条四里で春日郷は今の白毫寺付近に当るという。ここに郎女が滞在したということは、母石川郎女が住んで居たらしい高円山の麓近くの邸宅を郎女が受け継いでいて、そこに滞在してのもとのとする考え方⁽¹⁾、あるいは春日の里は油坂辺の春日寄りと考へ坂上里と同じ地とする考え方⁽²⁾がある。この注は郎女がこれらの歌を宮廷にあって作ったのではないことを明確に示している。郎女の天皇獻歌は七二一でもその居場所を明確に記していたわけだが、郎女の天皇獻歌は何ゆえ居場所を明確にするのだろうか。中西氏は宮中に奉仕しているのでなければこのような注は付かなかつたはずとするが、逆に郎女は宮中における天皇獻歌を一首も残していないということにもなる。七二六の「外に居て」は宮廷から見て無縁な場に居ること、宮廷社会から関係のない所に居る自分が強く意識したもので、宮廷から見て自分はよそ者という気持の現われで、郎女は宮人たり得なかつたことからくる表現といえるのではないだろうか。

「にほ鳥の潜く池水」と「君が家の池」はそれぞれ別の池を指すとの考えもあるが、ともに「君が家の池」、即ち宮中の池を指すのであろう。これは平城宮内にあつた「西池」であり、この池で天平十年七月七日、盛大な詩賦の宴が催されていることや、この池で肆宴が開かれた時の歌（八・一六五〇）が伝えられていることから、西池は文雅の場であり、池は「中國風の風雅の象徴」⁽³⁾といつてもよいものである。伊藤博氏は八・一六五〇の伝承者が郎女と歌をかわしあつている安倍虫麻呂であることから、郎女は西池での宴の様を後日洩れ聞いて西池を素材に仕立て献じた歌ではないか、としている。この西池はにほ鳥が潜くほどの深さはないから、春日の里の池とみなす考え方もあるが、「にほ鳥の潜く」は、「池」の修飾語として捉え、現実的なことは余り考えなくてもよいのではないかだろうか。「にほ鳥の」はこの歌以外は枕詞としてのもので、水に息長く潜る習性のあるところから「潜く」（応神記）「息長」（二十・四四

五八）、潜くと同音の「葛飾」（十四・三三八六）、雌雄ならんでいることが多いことから「二人並び居」（五・七九四、十八・四一〇六）、水に浮かび漂う習性から「なづさふ」（十一・一四九二、十二・一九四七、十五・三六二七）を引き出す。郎女の歌は枕詞ではないが、「にほ鳥の」習性として潜くに焦点が当てられたものである。それは現実の西池の姿を越えて「池」の豊かなイメージを描くものとしてあるのだろう。池に「君に我が恋ふる心示さね」と訴えるのは具体的にどういうことを表すのかはつきりしないところがあるが、池を擬人化し自分の代りに私が天皇をお慕いしている心を伝えておくれ、と池に訴える手法で献歌している。

浅野則子氏は、七二五は「坂上郎女」と「聖武天皇」の関係を超えて〈おんな〉と〈おとこ〉の関係として歌つたもので、池もまた「宮中の池」という個別性をそぎ落された恋の媒介物としての池であり、実態を超えて歌の中で〈おとこ〉を求めた歌だとする。東茂美氏は、この歌は宮中苑池の宴で他の歌や詩と踵を接して歌われることを前提に作られ献じられたもので、玉台新詠に数多く詠まれている〈思婦〉を自らとし、「賑わう〈歎讌〉の向こう側に悲しき〈思婦〉」がたちあらわれてくる」ように作歌し、「よんどころない障りあつて禁中へ参内しなかつた」郎女が大陸風の雅宴に響きあう歌を献じたのとする。しかし、これらの歌が肆宴で歌われなかつたという証拠はないと同様に歌われたという証もない。また、肆宴で他の文藻と渡り合える歌を献じる立場というものは郎女のどのような立場から可能だつたのだろうか。

七二六については、郎女が念頭においた歌はむしろ次のような歌だつただろう。郎女は、

磐姫皇后、天皇を思ひて作らす歌四首

かくばかり恋ひつつあらずは高山の岩根しまきて死なましものを

（二・八六）

我妹子に恋ひつつあらずは秋萩の咲きて散りぬる花にあらましを

(二・一二〇)

を始めとする「かくばかり恋ひつつあらずは朝に日に妹が踏むらむ土にあらましを」(十一・一二六九三・作者未詳)、「我妹子に恋ひつつあらずは刈り薦の思ひ乱れて死ぬべきものを」(十一・二七六五・作者未詳)の歌に学び、特に伝説的な磐姫皇后の天皇を思う歌は、天皇への獻歌を作るに当つて充分意識した歌であろう。七二五、七二六ともに恋の表現はあるものの、特に七二六は類型に根ざしたもので聖武天皇に対する熱烈な恋情表現とは言い難い。郎女の、万葉後期女流歌人たちの表現方法だといつてしまつてもよいだろう。伊藤博氏のいうように宮中の西池肆宴の様子を洩れ聞いた郎女が西池を素材に仕立て捧げたものではなかつたらうか。その時、郎女がのつとつた歌というのは、磐姫皇后の天皇を思う歌のような古歌だつたのではあるまいか。

十一年己卯、天皇、高円野に遊獵する時に、小さき獸都里の中に泄り走る。ここに適勇士に值ひ、生きて獲られぬ。即ちこの歌を以て御在所に副ふる歌一首、獸の名は俗にむざさびと曰ふ。

(六・一〇二一八)

右の一首、大伴坂上郎女作る。ただし、未だ奏を逕ずして小さき獸死に斃れぬ。これにより歌を獻ることを停む。

一〇二八をめぐる題詞、左注はあたかも歌物語的な世界を醸し出してゐる。しかし、郎女はどこでどういう立場で天皇に歌を獻じようとしたのか定かでない。天皇の御獵に供奉していたという考えに立つ中西氏は、遊獵の現場に天皇の御座所がしつらえられ、そこよりやや難れた「堵里」、「大夫」たちが野深く入つていつた手前⁽¹⁾について待つていたと設定する。「堵里」というのは、題詞中の「都里」が「堵里」になつてゐる西本願寺本によつてのものである。「堵」は「かきね」の意で、この部分、歌

の「里に下り来る」に対応する語であることを考へると、「都」の写本のほうがよいだろう。が「都里」がよいとしても中西氏の考へが崩れるというわけではなく、題詞からは郎女が御獵に供奉していたとも、居宅に居たともとれる。「この勇士は想ふに大伴家の家人であろう。高円には大伴家の別野があり、坂上郎女が偶まで居たので」、「山地から追われて、大伴氏の邸宅のあたりまで遁走したのである」⁽²⁾ という考へによれば、郎女の居住する近辺にむざさびが現われたので捕獲し、折しも高円野に遊獵している天皇に献上することになった。郎女はそのむざさびは天皇の御獵によつて追い立てられ里に下り来たものとして歌い、この歌を添え天皇に献じようとした、と考えれば、郎女はむしろ御獵に同行していなかつたと考えられるのではないだろうか。郎女が命婦として仕えていたということについての論拠はなお不足というべきであろう。

五

卷卷六に、郎女が賀茂神社に参拝したことが見える。郎女は何の目的で、どのような資格で賀茂神社に参拝したのであるか。あるいはこのことは郎女の宮中出仕と関わりのあることなのであるうか。

夏四月、大伴坂上郎女、賀茂神社を拝み奉る時に、便ち相坂山を越え、近江の海を望み見て晚頭に帰り来りて作る歌一首

木綿畠手向の山を今日越えていづれの野辺にいほりせむ我

(六・一〇一七)

郎女は何故、「賀茂神社奉拝」したのか万葉集では語らないが、その理由としては、天平九年は春から天然痘が大流行し次第に被害が広まりつあった、この痘疫流行と関係があり、同族の息災を祈願することにあるという考へを始めとして、持節大使に任じられた藤原麻呂と共に大伴佐伯の部族の派遣に対する祈願⁽³⁾、本朝月令によると四月の中の酉の日が

祭日となつてゐるから正式の祭儀の日を選んでの参拝などの説が出されている。当時、神社参拝はどのような動機のもとになされたのだろうか。書紀や続紀には、天皇の不豫や天変地異などに神社の神を祭つたり、幣帛を奉つたりした記事が多く見える。そのたびに使者が派遣されたのであろうが、それは公的な任務によるものである。そういふた公的な神社への使者に女性があたることがあつたであろうか。紀や続紀にみるところによると、神社へ女性が赴くのは伊勢神宮に限られる。

天武二・四・十四 大伯皇女、伊勢斎王となつて泊瀬斎宮に潔斎
四・二・十三 十市皇女、阿閉皇女伊勢神宮に参赴

三・十・九 大伯皇女、泊瀬斎宮から伊勢に向かう

朱鳥元・四 多紀皇女、山背姫王、石川夫人（石川朝臣大蔵比売）伊勢

神宮に遣す、五月帰京、新羅からの貢物を献ずるため、あ
るいは天皇病氣平癒祈願のためか

文武二・九・十 多紀皇女伊勢神宮に待らしむ

大宝元・二・十六 泉内親王伊勢斎宮に待らしむ

慶雲二・閏正・二十八 泉内親王伊勢大神宮に参る（同月十三日、新羅

の調を伊勢神宮と七道の諸社とに奉る）

三・八・二十九 田形内親王伊勢大神宮に待らしむ
三・十二・六 多紀皇女 伊勢大神宮に参らしむ

養老元・四・六 久勢女王伊勢大神宮に待らしむ

五・九・十一 井上内親王斎内親王とす。内侍余比売大利、内侍播磨直月足と共に女婿十人を率いて従う（天皇、使を

遣して幣帛を伊勢太神宮に供らしむ）

神龜四・九・三 井上内親王伊勢太神宮に待らしむ
といつた皇女、内親王が斎王ないしは使者として派遣されている。伊勢神宮と皇室の特別な関係から言えれば、当時の他社と比べることはできな
い。万葉集においても一・二二、八一一八三、二・一六三一一六四、一

六六（但し、今案）は伊勢神宮派遣、解任による上京が作歌の動機とな
つてゐる。また、伊勢斎宮大但皇女を尋ねた大津皇子を送る歌（二・一
〇五一〇六）があるが、これらには個人的な関わりも見せる。伊勢神
宮以外では、次のごとくである。

①右の一首は、類聚歌林に曰く、「檜隈女王、泣沢神社を怨むる歌なり」
（二・二〇二左注）

②冬十一月、大宰の官人等、香椎の廟を拝みまつること訖はり、退り帰
る時に、馬を香椎の浦に駐めて、各懷を述べて作る歌
(六・九五七一九五九題詞)

③氣太神宮に赴き参り、海辺を行く時に作る歌一首

（十七・四〇二五題詞）

①は人麻呂による高市皇子挽歌の或書反歌の左注である。檜隈女王は
高市皇子の妃とも女子ともいわれ、高市皇子の死を悼んで泣沢神社を怨
んだということだろう。②は、神龜五年十一月、旅人の大宰帥時代、香
椎の廟を拝したもので、帥旅人（九五七）、大式小野老（九五八）、豊前
守宇努首男人（九五八）の作である。③は家持が越中守であつた天平二
十年、春の出拳により諸国巡回の際、氣太神宮に参赴した時のものであ
る。他に「春日に神を祭る日に藤原太后の作らす歌一首」（十九・四二四
〇）があるが、春日神社の創建はこの後、神護景雲二（七四九）年のこ
とである。

③は②が意識下にあつたことを感じさせるが、郎女の賀茂神社参拝に
遅れる。郎女の賀茂神社参拝にもつとも近いのは②であろう。香椎廟は
八播佐宮御託宣集や八播愚童訓には神龜元年の創建というが、公の廟と
して創建されたのが神龜元年というのであろう。何故、旅人らは
この香椎廟に参拝したのだろうか。新垣幸徳氏は『香椎宮編年記』に、
十一月六日に大宰帥以下国司郡司等が参拝するということが天平宝字四
年に定められたとあるが、これは先例の如しがあるので旅人の香椎廟行

も廟での重要祭祀のための奉^ウ拜が目的で、たまたま遷任の運びがその時になつて男人が伺候したものとする。また、渡瀬昌忠氏は別の観点からこの奉拜の公的さを指摘している。氏は、大宰帥旅人が香椎廟を祭祀しようとする時、それを助けるべき嚴媛^ハ巫女として朝廷から派遣されているのが旅人の妻大伴郎女で、大伴郎女^没後、坂上郎女が新たな嚴媛となつて神龜五年十一月の祭祀に参加したとする。神龜五年と天平宝字四年とでは三十余年の間があり、天平宝字四年に定められた大宰帥以下官人の参拜が、三十余年前から先例としてあつたか疑問もあるところだが、神龜元年に公の廟として創建されたとすれば、神龜五年、旅人は半ば公的に香椎廟に参拜している可能性はある。しかし、郎女が香椎廟を祭祀するため朝廷の任務に及ぶものか疑問である。この時、郎女がすでに大宰府に下向していたとしても、郎女は旅人らに同行したかもしれない。行かなかつたとしても、旅人らの香椎廟参拜の旅における歌は郎女の心に刻まれていたであろう。

郎女のように賀茂神社参拜を目的に旅に出、歌を作るということは万葉集では特異なことである。女性が任務によつて神社に赴くというのは伊勢神宮以外は殆どないことを考へると、郎女の賀茂神社参拜は公的なものと考えるのは適さないであろう。女性が神社に参拜したことまでも否定するものではないが、女性が神社参拜を目的にして遠出の旅をすることは当時にあつては特殊であり、その中で羈旅歌を作るということは他にないことを考へると、この歌は集中では際立つた存在だということになる。

天平九年の天然痘流行は多くの犠牲者を出した、社会的な事件であつた。郎女の賀茂神社参拜はそれと関わるということは充分考えられるが、郎女が参拜した四月までは、四月十七日藤原房前薨の記事の他は、「癸亥

(十九日)、大宰の管内の諸国、疫瘡時行りて百姓多く死ぬ。詔して、幣を部内の諸社に奉りて祈み祷らしめたまふ。また、貧疫の家を賑恤し、并せて湯薬を給ひて療さしむ。」があつて、疫瘡の流行は都ではまだ、それほどの勢いはなかつたようである。五月十九日の記事には、「四月より以来、疫・旱並に行はれ、田苗焼げ萎ゆ。是に由りて、山川を祈み祷り、神紙を奠祭らしむれども、効驗を得ず。……」の詔があるから、四月には大宰の管内から諸国に蔓延しつつあつたようではある。疫瘡の儀性者の記事がおびただしくなるのは六月以降のことである。郎女の賀茂神社参拜は四月の上旬か下旬かで事情は違つてこようが、四月の時点で郎女が同族の息災を祈願するために、他氏の賀茂神社参拜の旅に出たとは考えにくいのではないだろうか。同年四月九日、「使を伊勢神宮、大神社、築紫の住吉・八幡の二社と香椎宮とに遣して、幣を奉りて新羅の礼无き状を告さしむ。」と、対新羅関係のために律令国家と深い関わりのある伊勢神宮、大神社と新羅征伐に関する伝承を持つ築紫の住吉・八幡の二社と香椎宮に使を派遣しているが、この年、賀茂神社に使が派遣されたという記事は見えない。賀茂神社は當時、朝廷にとつてどのような位置にあつた神社であろうか。

六

賀茂神社の上賀茂神社、下賀茂神社は天平末年から天平勝宝二年に至る間に分立したとみられる。賀茂神社の祭祀には競馬が行われるが、この起源については『本朝月令』秦氏本系帳に、欽明天皇代、天下が暴風雨にみまわれ賀茂の神の祟りとトに出たので、「四月吉日 馬繫鈴。人蒙猪影^ハ而駆馳。」—馬に鈴をかけ人は猪を頭にかぶり、馬を走らせ、これによつて五穀が実り天下が豊平になつたことによると伝える。賀茂神社の競馬が欽明天皇代からのものであるかについてはそのまま信じがた

いが、この儀式については文武二年二月二十一日、賀茂の祭りの日に衆を集めて騎射することが禁じられ、同年四月三日にも人々が会集し杖（武器）をもって騎射することを禁じているが山背国人については許されている。和銅四年四月二十日、以後毎年、賀茂の祭りには国司が検察するようにとの詔が出されている。^㉙ 神龜三年三月には祭りの日に人々が会衆すること自体が禁止されている。^㉚ 賀茂の祭りの騎射の禁止は鬪乱の発生が原因のようであるが、祭りは土地の神社の祭りとしてかなり賑わつたものであることを語る。朝廷はそれを禁止したり制限したり検察したりはしているが、賀茂神社の祭りを崇め祭るというまでには至っていない。理由は不明だが（太上天皇不豫か）、神龜三年七月二十日使を遣わし幣帛を石成、葛木、住吉、賀茂等の神社に奉らしめており、天平十一年四月二十二日には鬪乱がないようにとの但し書きがあるが人馬の会集が許されているところをみると、その祭祀に重きを置くようになつてきいた気配がある。が、賀茂神社が皇城鎮護の社となつたのは都が京都に移されてからのことである。

逸文風土記（山城国）によれば、賀茂社は、

日向の曾の峯に天降りましし神、賀茂建角身命、神倭石余比古の御前に立ちまして、大倭の葛木山の峯に宿りまし、彼より漸に遷りて、山代の国の岡田の賀茂に至りたまひ、山代河の隨に下りまして、葛野河と賀茂河との会ふ所に至りまし、賀茂川を見廻かして、言りたまひしく、「狭小くあれども、石川の清川なり」とのりたまひき。仍りて、名づけて石川の瀬見の小川と曰ふ。彼の川より上りまして、久我の國の北の山基に定まりましき。

とあって、天孫に従つて高天原から降りてきた賀茂建角身命が神武天皇を先導し、日向の高千穂から奈良の葛城山に宿り、京都府相楽郡加茂町に着き木津川を下り、桂川と木津川の合流点から賀茂川の上流の方をのぞみ、更にその川を上り西賀茂の大宮の森に鎮座したという。葛城山

の東麓は、鴨氏族の中心地で高鴨阿治須託彦根神社、鴨都波八重事代主命神社、鴨山口神社があつて、古代の賀茂が強い力を持っていた。当時カモといえば大和葛城のカモが中心をなしていたところから、肥後和男氏は風土記にあるような順序で賀茂の集団が異動したとは考えられず、京都のカモは寧ろ摂津三島のカモの系統を引くものであるかも知れないが、葛城に結んだのは「当時の政治的中心が大和にあり、大和の神々がそれにつれて有力な位置を占めて居た事情に基づくものであらう。」とする。また、新撰姓氏録は山代の賀茂の神は天神に收め、葛城の賀茂朝臣は地祇に收め、両者は別のものであることを示している。が、伝承の上であれ、葛城の賀茂と山代の賀茂が結び付いていることは注目すべきである。

蘇我氏の発祥地については、大和国葛城地方とされる（他に河内国石川地方、大和国高市郡曾我、百濟系渡来人説がある）。井上氏はさうに、蘇我馬子が葛城県は自分の「本居」であると奏言していること、蘇我蝦夷が葛城高宮に當んだことから、蘇我氏は葛城氏の支流であった、もしくはそう称していたと推定している。この蘇我氏中、雄正から始まるのが蘇我倉で、蘇我氏と蘇我倉との関係については、蘇我倉は蘇我氏の複姓とみ、蘇我氏のうち朝廷の倉に関与した一族がこの複姓を称したとする説^㉛ と、蘇我倉は蘇我氏の個人に付けられた通称が漸次一家の他の者に継承され、この蘇我倉の後裔に当るのが石川氏で河内石川の地に由来するなどと解される。葛城氏は雄略代に滅び、蘇我氏は皇極四年、蝦夷、入鹿の誅滅により滅亡した。石川氏は奈良時代、多くの者が官人として活躍し高位高官に進んだ。この石川氏をたどつていけば蘇我倉、蘇我氏、葛城氏へと遡る。逸文風土記が伝える葛城と山代の鴨との繋がりから考えていくと、石川氏と山代の賀茂社は繋がるのである。

逸文風土記にみえる「石川の清川」「石川の瀬見の小川」の「石川」は何を表すのだろうか。「瀬見（せみ）の小川」は、「清川（すみかは）」一

清らかな川という、川の様子から名づけられたという地名の起源説明がなされている。スミはセミに音訛しているが、「瀬見（せみ）の小川」は地名である。今、下鴨神社境内の小川を蟬の小川と呼んでいるという。その上に冠せられた「石川の」は、古代の表現法から言えば、地名を形容する語か、ないしは枕詞的なもので、石の川の「清川」「瀬見の小川」とでもいうような意味か、あるいは地名で、清川（瀬見の小川）より広い範囲を指すということになろう。桂川と賀茂川の合流地点で賀茂川を望み見た場合、賀茂川の形容として石のある川という形容が適切であつたのかどうかについてはわからぬ。では「石川の」は地名であり、「瀬見の小川」一帯を「石川」といつたのであろうか。高山寺本和名類聚抄には山背国乙訓郡に石川郷が明記されている。⁽⁴⁰⁾ 乙訓郡は今の京都府向日市、長岡京市、大山崎町と京都市西京区の南半及び南区、伏見区の桂川右岸にわたる地域という。桂川と加賀川の合流点あたりは乙訓部に相当する。石川郷の所在地については不明だが、高山寺本和名類聚抄の乙訓部石川郷の記事は、「石川の清川」「石川の瀬見の小川」の「石川」が地名である可能性を語り、石川氏に関わる地名である可能性を示してはいないだろうか。

七

郎女の歌に戻つて見よう。結句「いほりせむ我」は原文「廬将為吾等」である。「吾等」は元、類、神、細、無では「吾等」だが、仙覚本系では「子等」、訓みは「こら」である。「子等」を本文とする注釈書は「つれたる親族従者をさすへし」、「従者等を称した」とする。この場合、表現の上でも明確に従者たちに呼び掛けたことになる。多くの注釈書では「吾等」により「われ」とよみ「従者をも併せての意」、「自分ばかりではなく、同伴者も共に」、「ことばでは区別できない複数を示す為に『等』

の文字を添へたものである。⁽⁴¹⁾ などで、音声にはあらわれないが複数の意味を持つことが指摘されている。村田正博氏は集中の「吾等」に注目し、特に人麻呂の場合の「吾等」について考察した論の中で、郎女の「吾等」は人麻呂からの影響が考えられ、家持の場合（十九・四一五七、四一九一、四二三四）と同じく自分の立場にふさわしい形で統率者的な自分と他者をひつくるめて「吾等」としていると述べる。「いほりせむ我」の「我」がこうした「われ」であることを考へるならば、郎女の賀茂神社参拝の旅はひそやかな、個人的なものでなかつたことになる。しかし、それは公人としてのものという可能性は少ないとおりである。せいぜい大伴家がらみのことと思われるが、それは郎女の母石川郎女の死去に關わることではなかつただろうか。石川郎女は大伴家の大家として君臨したのだから、大伴安麻呂と共に大伴家の墓所に葬られたと考えられるが、石川氏ゆかりの賀茂神社に参拝することによって、石川郎女の魂を鎮め、且つ郎女が石川郎女に代わって、大伴家の大家としての位置を明確にする上で一つのけじめとして、この賀茂神社参拝は行われたものではなかつただろうか。石川氏の氏寺は河内国石川郡の竜泉寺といわれるが、石川氏から離れ、大伴安麻呂の正妻として長く大伴家にあつた石川郎女に対する儀礼は、むしろ伝承的な世界で郎女を中心にして行われたのであろう。石川郎女は天平七年有間温泉で療養しており、このころ体調を崩していたようである。「冬日幸_一于鞍負御井_一之時内命婦石川朝臣應_一詔賦_一雪歌一首」（二十・四四三九）は水主内親王へ奉つた歌だが、水主内親王は天平九年八月に没している。従つてある冬の日とは天平八年以前ということになる。石川郎女のこの歌はもつとも遅く見積もつて天平八年冬の作となる。石川郎女が天平七年有間温泉で療養していること、このころすでに高齢であつたことを考え合わせると、その没年は八年か九年頃で、天平九年四月の郎女の賀茂神社参拝は、石川郎女の没後はじめて迎える賀茂神社祭礼の四月の中の酉の日、上記の

ような目的を持つて行われたものであろう。

八

坂上郎女が宮中に出仕した形跡を感じさせはするものの、それを確定づけることは困難であった。万葉集以外ないといつてよい、限られた郎女に関する記録の中から、郎女の経歴を探ることはもとより難しく、限られたことを述べるにしかすぎない。限られた記録の中ではもつと想像をたくましく、僅かな形跡をふくらませ、推測してもよく、郎女が宮中に出仕していたといつてもよいのかもしない。しかし、その記録は何も留めないことによつてやはりためらわれる。郎女が大伴家のとして生きたが故に、その点が重視された故ともいえようが、しかし、郎女が生涯に渡つて大伴家の重要な女性としての位置を確保していたとは言い難い面も持つ。もし、郎女が宮中に出仕し命婦の位置にあつたら、万葉集はそのことを書き漏らすはずはないのではなかろうか。

- 注① 「大伴坂上郎女の生涯と文学」『万葉集の文学論的研究』昭四五・三
- ② 「大伴坂上郎女」『日本歌人講座1 上古の歌人』昭四五・一〇
- ③ 「天平の女たち」『万葉史の研究下』昭四三・七 以下、中西氏の論はこれに同じ
- ④ 川上富吉「石川郎女伝承像」『万葉歌人の研究』昭五八・一 郎女が宿奈麻呂の妻であつたことは公に認められていたであろうから、外命婦であつたことは確かである。ただ、宿奈麻呂没後も外命婦の地位にあるのかは定かでない
- ⑤ 服部喜美子「大伴坂上郎女と“恋ひ”」『万葉女流歌人の研究』昭五九・六
- ⑥ 他に「太上天皇侍嬪らに勅して曰く、水主内親王に遣らむ為に、雪を賦し歌を作り奉獻れとのりたまふ」(二十四四三九)、「先太上天皇、陪從の王臣に詔して曰く、夫れ諸王卿等、宜しく和ふる歌を賦して奏すべしとのりたまひて」(二十一・四二九三)と、太上天皇の詔の中に命令の形があらわれ、この時点ではまだ歌は作られていないので省いた
- ⑦ 渡瀬昌忠「題詞の論」『柿本人麻呂研究 歌集編上』昭四八・一一 続紀
- ⑧ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』昭四一・五
- ⑨ 金子評釈
- ⑩ 川口常孝「出自と周辺」『大伴家持』昭五一・一一 続紀
- ⑪ 浅野則子「池によせる情——坂上郎女二五番歌をめぐって——」『国文日日』二七 昭六一・一二
- ⑫ 「天平の女歌人——坂上郎女の位置——」『上代の文学と言語』昭四九・一一 全注
- ⑬ 注⑭に同じ
- ⑭ 東茂美「思婦の文芸——大伴坂上郎女歌の論——」『長崎県立国際経済大学論集』二三一二 平元・一一 全注、総訳
- ⑮ 西本願寺本——堵〈木偏の字を直せり〉
- ⑯ 金子評釈
- ⑰ 全注釈
- ⑱ 屋敷頼雄「大伴坂上郎女」『万葉集講座 第一巻』昭八・二、尾山篤一郎説
- ⑲ 一案「大伴ノ坂上ノ郎女考」『大伴家持の研究 上』昭二三・一二
- ⑳ 注㉓の尾山説別案
- ㉑ 川口常孝「大伴家系」注⑫に同じ
- ㉒ 全注の説明による
- ㉓ 「時風」再攷『上代文学』二八 昭五一・一一
- ㉔ 渡瀬昌忠「大伴坂上郎女(序説)——大宰帥の家へ——」『万葉の女人像』昭五一・五
- ㉕ 井上光貞「カモ県主の研究」『日本古代國家の研究』昭四〇・一一 以上、続紀

- 〔本朝月令〕所引秦氏本系帳
 続紀
 三代格
 「賀茂伝説考」『日本神話研究』昭一二
 ③④③②③①
 志田淳一「臣姓氏族」「古代氏族の性格と伝承」昭四六・二、井上光貞『日本歴史3 飛鳥の朝廷』一九七四・一、加藤謙吉『蘇我氏と大和主權』昭和五八・一二
 注③の井上論
 ③⑥
 直木考次郎「人制の研究」「日本古代国家の構造」一九五八・一一
 天理図書館善本叢書による
 注③の加藤論
 ③⑨③⑧③⑦
 代匠記初稿本
 ④①④⑩
 金子評釈
 ④②④⑪
 嶽田評釈
 ④③
 私注
 ④④
 注釈
 ④⑤
 人麻呂の場合は「われひと渾然一体の境地をうたいあげる“共感の世界”」
 という。「人麻呂の作歌精神—「吾等」の用字をめぐつて—」『万葉』九〇
 昭五〇・一二
 付記
 この研究は平成三年度、財團法人私学研修福祉会及び札幌大学から助成金を受けたものである。